

第5次

春日市

男女共同参画
推進プラン



令和 8 年 (2026 年) 度 ~ 令和 12 年 (2030 年) 度

策定にあたって



本市では、性別にかかわらず、すべての人がお互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる「誰もが自分らしく生きられる社会」の実現を目指して、男女共同参画の推進に取り組んでいます。

このたび、第4次春日市男女共同参画推進プランの取組成果や課題を踏まえ、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画期間とする「第5次春日市男女共同参画推進プラン」を策定しました。

近年、社会を取り巻く状況は大きく変化しており、人口減少と少子高齢化が一層進む中で、多様な人材の活躍は地域社会の持続可能性を支える重要な要素となっています。

また、デジタル化の進展や働き方の多様化、価値観やライフスタイルの変化が進む一方で、家事・育児・介護負担の偏りなどの課題も、依然として存在しています。

こうした課題の背景については、職場・家庭・地域社会など様々な場面で表出する固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の存在が要因の一つとして指摘されています。

国の男女共同参画基本計画においては、男女が対等な立場であらゆる分野に参画できる社会の実現が、社会の発展を支える重要な要素であると位置付けられており、今回の「第5次春日市男女共同参画推進プラン」においても、その理念を踏まえながら、性別にかかわらず、誰もが自分らしく活躍できる社会の実現を目指してまいります。

本プランの推進に当たっては、市民、事業者、団体、行政がそれぞれの立場で役割を担い、共に考え、行動していくことが何より大切です。

今後とも、本市が市政運営の基本とする「市民と行政との協働のまちづくり」を推進しながら、誰もが笑顔で暮らせる春日市の実現に向けて取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。

結びに、本プランの策定に当たり、アンケート等により貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、活発にご審議いただいた春日市男女共同参画審議会委員、関係団体並びに関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和8年3月

春日市長 井上 澄和

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の目的.....	1
2 計画策定の背景.....	1
第2章 計画の基本的事項	3
1 計画の位置づけ.....	3
2 計画の性格.....	3
3 計画の背景.....	5
4 第4次プランの成果と課題.....	14
5 計画の期間.....	16
6 進行管理.....	16
7 施策の体系.....	17
第3章 施策の展開	18
柱1 ジェンダー平等に関する意識改革.....	18
柱2 女性の活躍推進と誰もが多様に活躍できる環境づくり.....	21
柱3 誰もが安心して健康に暮らせる社会づくり.....	24
第4章 推進体制	29
成果指標一覧.....	30
用語解説.....	31
参考資料.....	34
第5次春日市男女共同参画推進プラン策定経過.....	35
春日市男女共同参画審議会委員名簿.....	36

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思で生き方を選択し、能力を発揮できる社会の実現が求められています。

しかし、依然として性別による固定的な役割意識や社会慣行が残っており、真のジェンダー平等の実現には課題があります。

そこで、本市では、誰もが自分らしく生きる喜びを実感し、互いを尊重しながら共に支え合う社会を目指し、市民と協働して男女共同参画を推進するため、第5次春日市男女共同参画推進プランを策定します。

2 計画策定の背景

(1) 国際的な動き

国連では、女性の地位向上やジェンダー平等の推進を目的として「女性差別撤廃条約(1979年)」や「北京行動綱領(1995年)」などを採択し、各国に行動を促してきました。

また、ジェンダー平等は単に女性の問題ではなく、人権・貧困・教育・気候変動など、持続可能な社会づくり全体に関わる課題として捉えられるようになっていきます。

さらに近年では、性的指向や性自認、性表現(SOGIE)を含む多様性の尊重、ハラスメント防止、デジタル社会における公平な参加など、より包括的な視点からの取組が国際的に求められています。

(2) 国・県の動き

男女共同参画基本法や女性活躍推進法、政治分野における男女共同参画推進法などの施行により、社会のあらゆる分野で男女共同参画が推進されています。

福岡県においても、男女共同参画推進条例や性暴力根絶条例などが施行され、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けた取組が進められています。

さらに、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行され、女性に対する暴力の防止や、DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者への支援など、相談体制の充実が求められています。

(3) 春日市の取組

本市は平成11年に「男女共同参画都市」を宣言し、条例制定や各次計画の策定を通じて男女共同参画を着実に推進してきました。

平成17年(2005年)に「春日市男女共同参画推進プラン」を、平成22年(2010年)には「第2次春日市男女共同参画推進プラン」を策定しました。

平成18年(2006年)には、市と市民が互いに協力しながら男女共同参画を推進することを目的とし、「春日市男女共同参画を推進する条例」を制定しました。

平成27年(2015年)は、第3次春日市男女共同参画推進プランを、令和2年(2020年)は、第4次春日市男女共同参画推進プランを策定し、男女共同参画のまちづくりを推進してきました。

令和7年(2025年)は、これまでの取り組みの成果や、令和6年(2024年)に実施した「春日市市民意識調査」を踏まえつつ、人口減少や多様な家族形態、デジタル化の進展など新たな社会課題にも対応し、すべての人が自分らしく活躍できるまちの実現を目指した第5次春日市男女共同参画推進プランを策定しました。

第2章 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

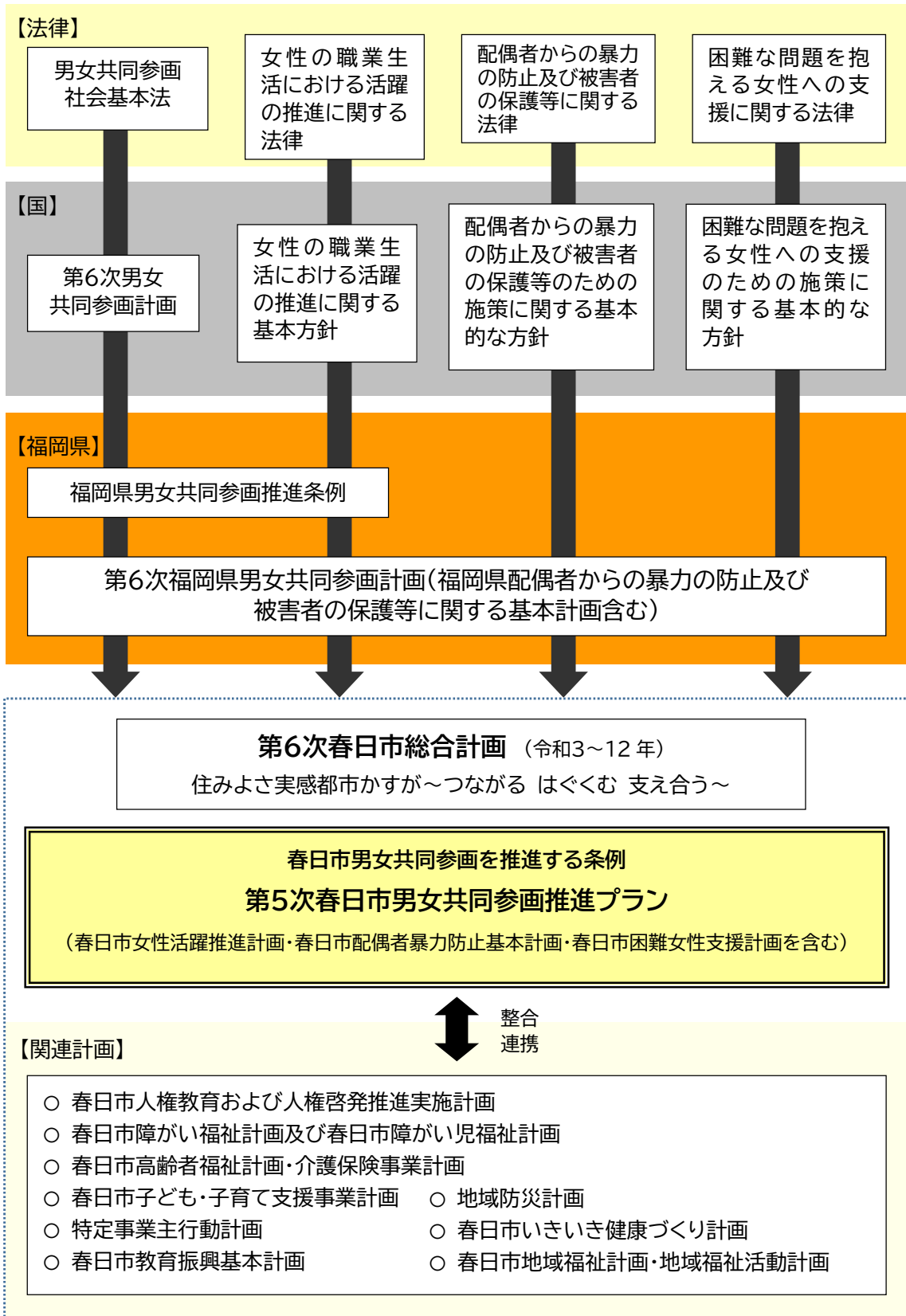
本計画は、男女共同参画社会の実現を推進するための春日市における基本的な計画であり、次の各法律に基づく市町村計画として位置づけます。

- (1)本計画は、「男女共同参画社会基本法」(第14条第3項)に規定する市町村男女共同参画計画であり、併せて、平成18年(2006年)に制定された「春日市男女共同参画を推進する条例」に基づく計画とします。
- (2)本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に規定する市町村推進計画として位置づけます。
- (3)本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)第2条の3第3項に規定する市町村基本計画として位置づけます。
- (4)本計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「困難女性支援法」という。)第8条第3項に基づく市町村基本計画として位置づけます。

2 計画の性格

- (1)本計画は、「第4次春日市男女共同参画推進プラン」を継承しつつ、国の「男女共同参画社会基本法」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「男女共同参画基本計画」、および「福岡県男女共同参画計画」の趣旨を踏まえ、春日市におけるジェンダー平等の推進と多様性を尊重する社会の形成に向けた総合的な施策の指針とするものです。
- (2)本計画は、基本目標・主要課題をもとに、課題解決に向けた施策の方向性や具体的な取組を体系的に示した実施計画としての性格を有します。
- (3)本計画は、「春日市総合計画」における「まちづくりの指針」の一つである「男女共同参画社会の推進」に基づき、春日市における各種計画等とも整合性を図りながら、男女共同参画社会実現のために市民・地域団体・事業者・行政が連携して推進します。

計画の位置づけ図



3 計画の背景

● 春日市の人口

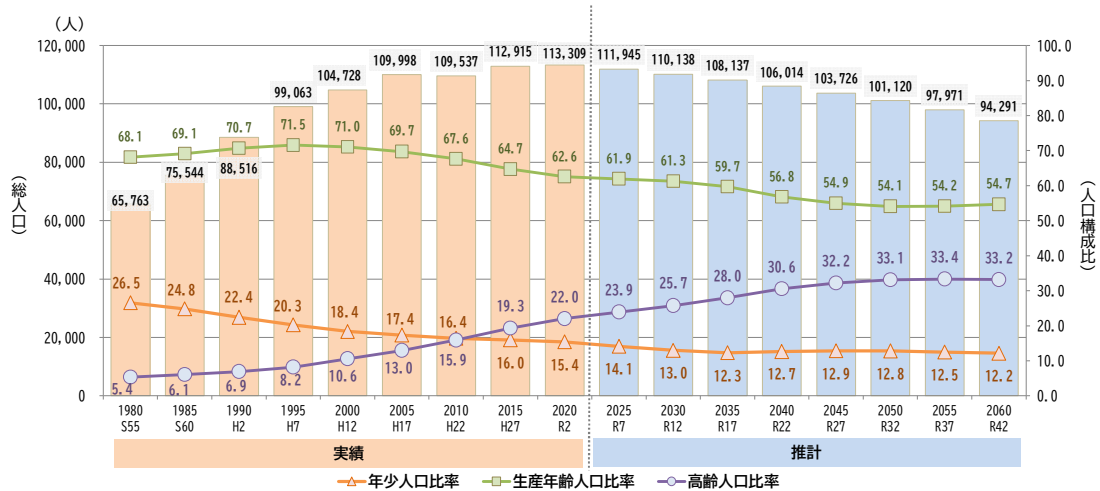
春日市の人口は、これまで増加で推移してきましたが、今後、減少に向かうことが、見込まれます。

また、少子高齢化に伴い、年少人口や生産年齢人口が減少しています。

老年人口の増加により人口構造が変化し、地域経済や社会の担い手不足が懸念されています。

資料：第2期春日市人口ビジョン・春日市まち・ひと・しごと創生総合戦略

■ 図1: 総人口・年齢3区分人口の推移

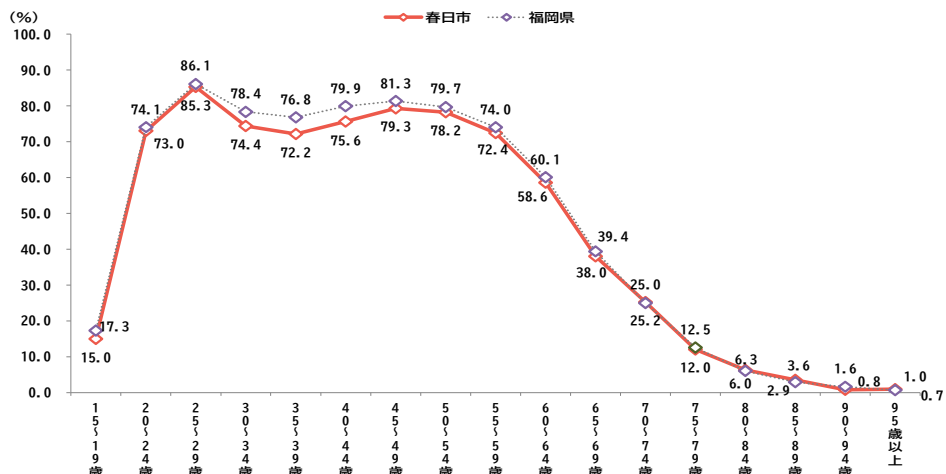


● 年齢階層別女性の労働力率

女性の年齢階層別有業率を「M字カーブ」で比較すると、福岡県より深くなっており、25～29歳と35～39歳の女性有業率の差が13.1%ポイントとなっています。

資料：第2期春日市人口ビジョン・春日市まち・ひと・しごと創生総合戦略

■ 図: 年齢階層別女性の労働力率

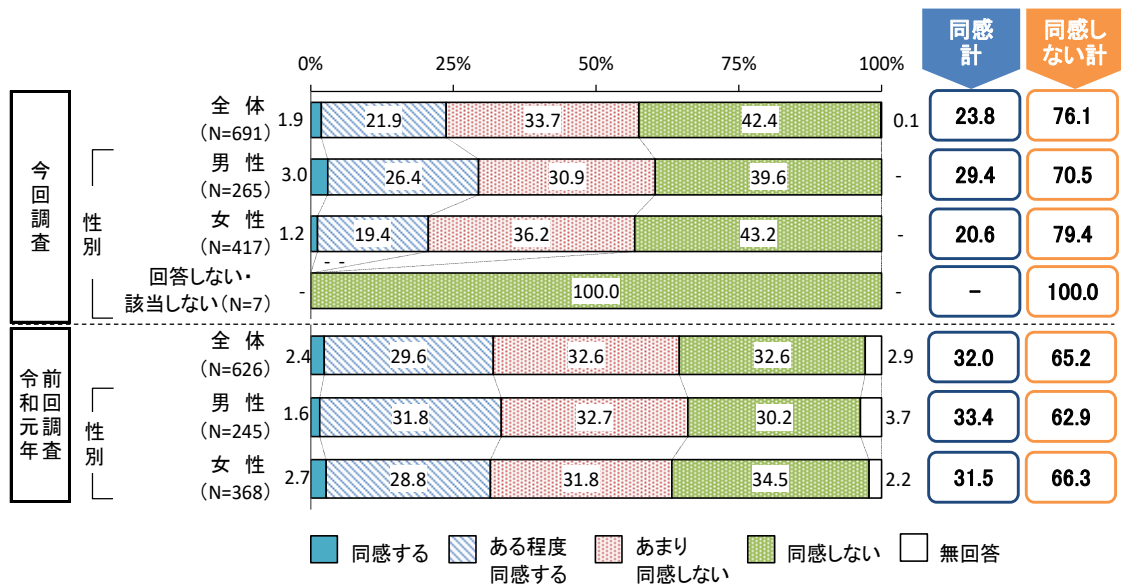


● 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方、いわゆる固定的性別役割分担意識に対して男性の約7割、女性の約8割が『同感しない』（「同感しない」+「どちらかといえば同感しない」）と回答しています。前回調査に比べ『同感しない』の割合は増加し、特に女性では約13ポイント増加しています。固定的・因習的な考え方にとらわれない人が多くなっています。

しかし、年齢別にみると30歳代では、男性は『同感しない』が9割を超えて最も高いのですが、女性は6割台と最も低く、『同感』（「同感する」+「ある程度同感する」）が3割台半ばと女性の中では高いなど、子育て世代において対照的な結果をみせています。

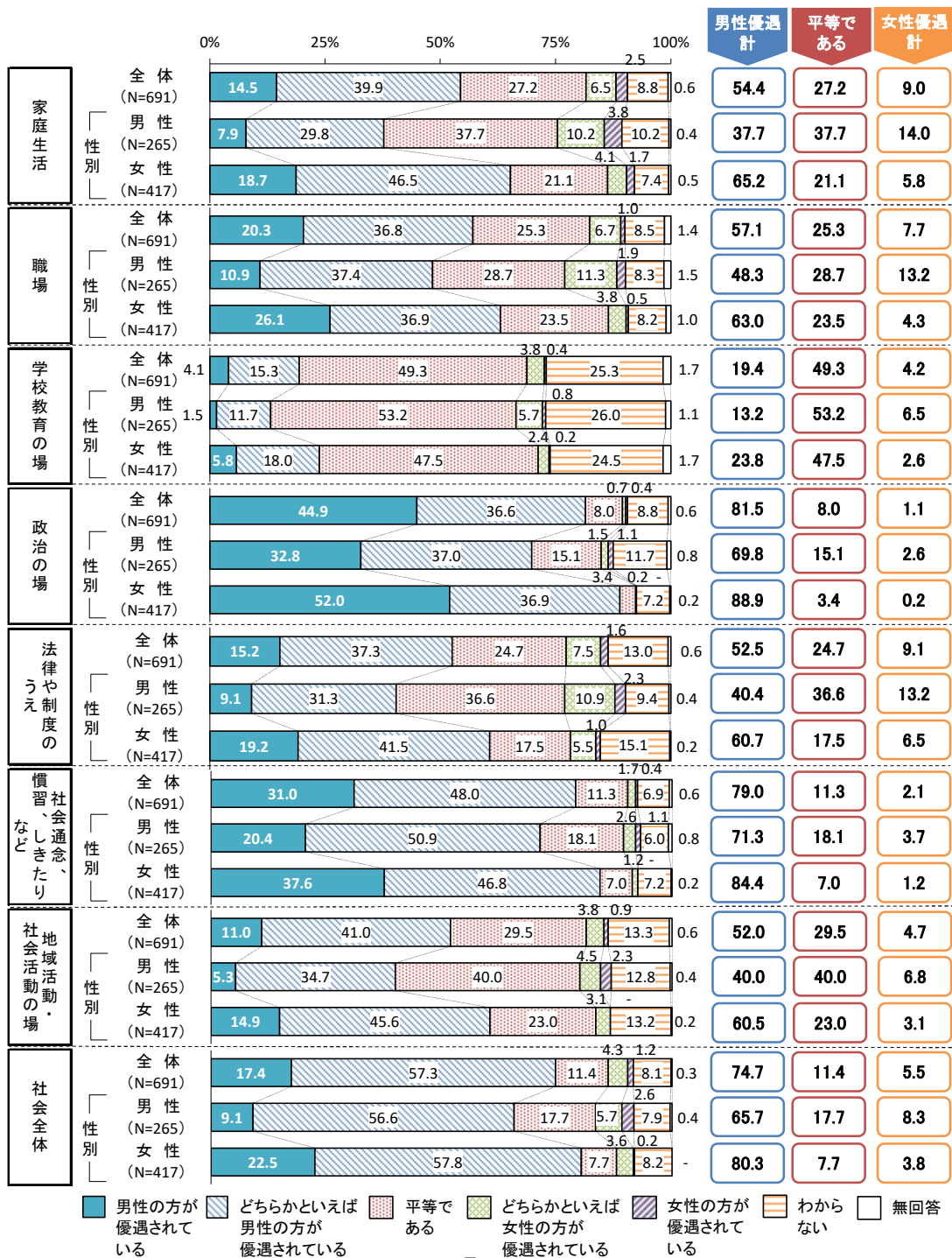
資料：令和6年度 春日市男女共同参画市民意識調査



● 男女の地位の平等感

「学校教育」では「平等である」が約5割ですが、他の分野では『男性優遇』が大きく上回っています。特に、「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」で『男性優遇』が約8割と高く、「社会全体」でも『男性優遇』が約7割、他の分野でも5割を超えています。また、すべての分野で女性は『男性優遇』の割合が男性よりも高く、性別で認識の違いがみられます。

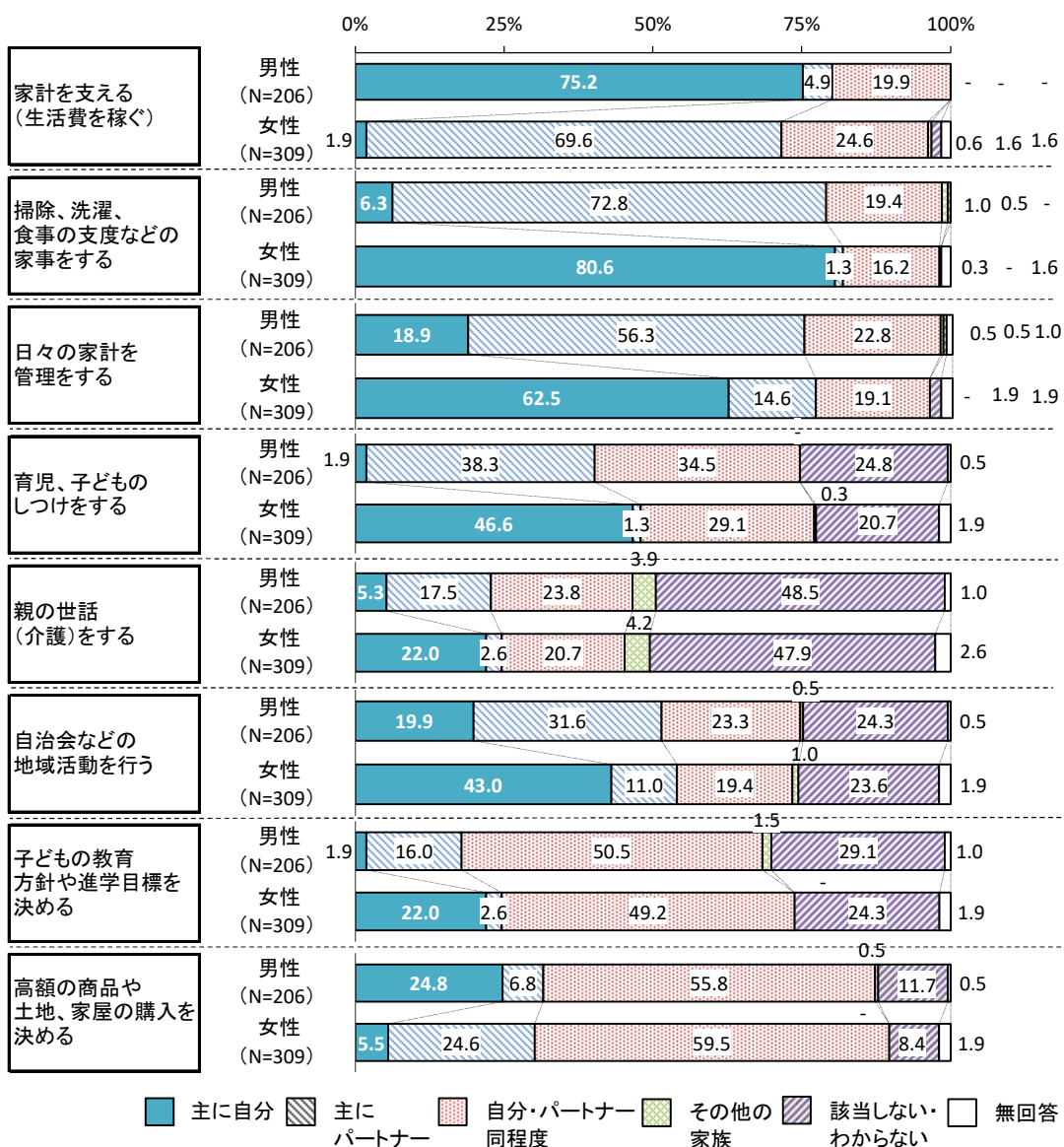
資料：令和6年度 春日市男女共同参画市民意識調査



● 家庭内での役割分担

家庭内での役割分担について、「家計を支える(生活費を稼ぐ)」は約7割から7割台半ばの男性が担い、「炊事、洗濯、食事の支度などの家事をする」は約7割から8割の女性が担っています。前回調査と比較しても大きな違いはなく、依然として家計維持は夫中心、家事は妻中心という性別役割分担が残っていることがうかがえます。

資料:令和6年度 春日市男女共同参画市民意識調査

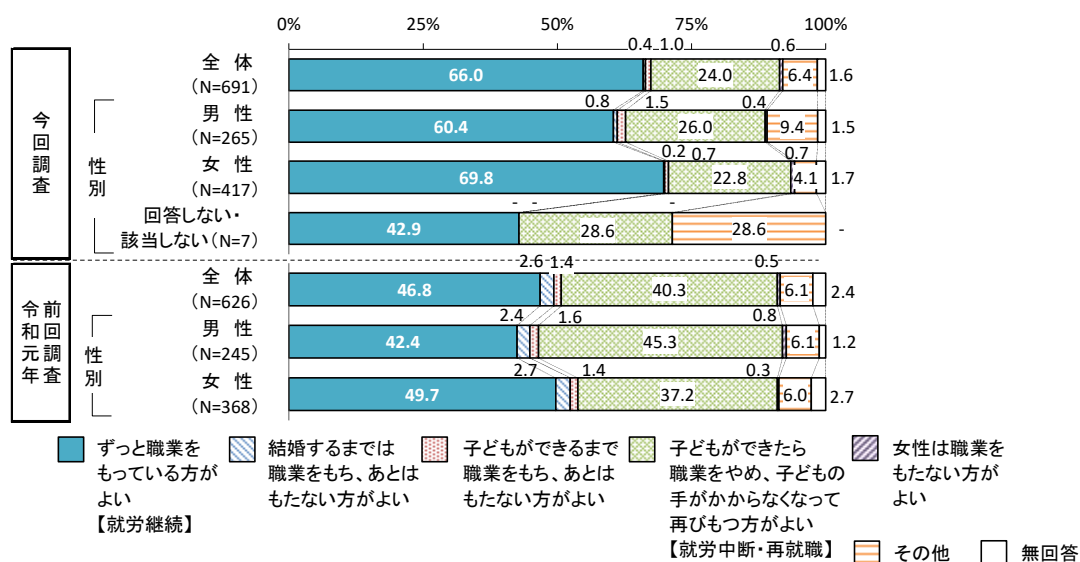


● 女性が職業を持つことへの考え方

女性が職業をもつことについて、「ずっと職業をもっている方がよい」という就労継続の支持が6割台半ばで最も高く、「子どもができたなら職業をやめ、子どもの手がかからなくなって再びもつ方がよい」という就労中断・再就職を支持する人は2割台半ばと、女性が職業をもつことが望ましいと考えている人が大半となっています。

前回調査と比べて、就労継続が約20ポイント増え、就労中断・再就職は男性では約20ポイント、女性では約15ポイント減少し、結婚や出産を経ても女性は就労を中断しない方がよいと考える人が男女ともに、この5年間で増加しています。しかし、就労中断・再就職への支持は、30歳代以下では女性の方が男性よりやや高く、子育て期の女性では、就労継続は難しいと考えられていることがうかがえます。

資料：令和6年度 春日市男女共同参画市民意識調査

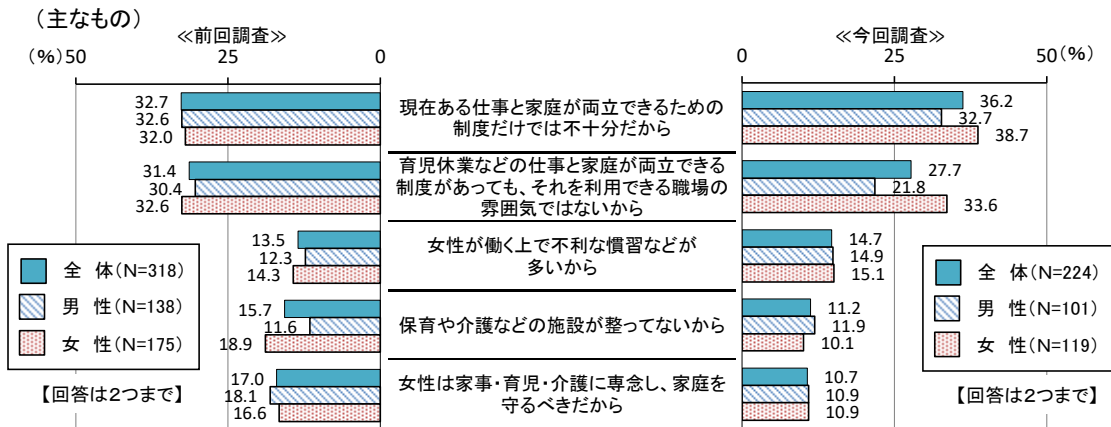


● 女性の就労継続を指示しない理由

女性の就労継続を支持しない理由として、「現在ある仕事と家庭が両立できるための制度だけでは不十分だから」という回答が最も高くなっています。次いで「育児休業などの仕事と家庭が両立できる制度があっても、それを利用できる職場の雰囲気ではないから」は、女性では3割を超え男性よりも約12ポイント高くなっています。

就労継続を支持しない女性にとって、現状の両立制度だけでは女性の就労継続が難しい点や職場の雰囲気が課題であることがうかがえます。

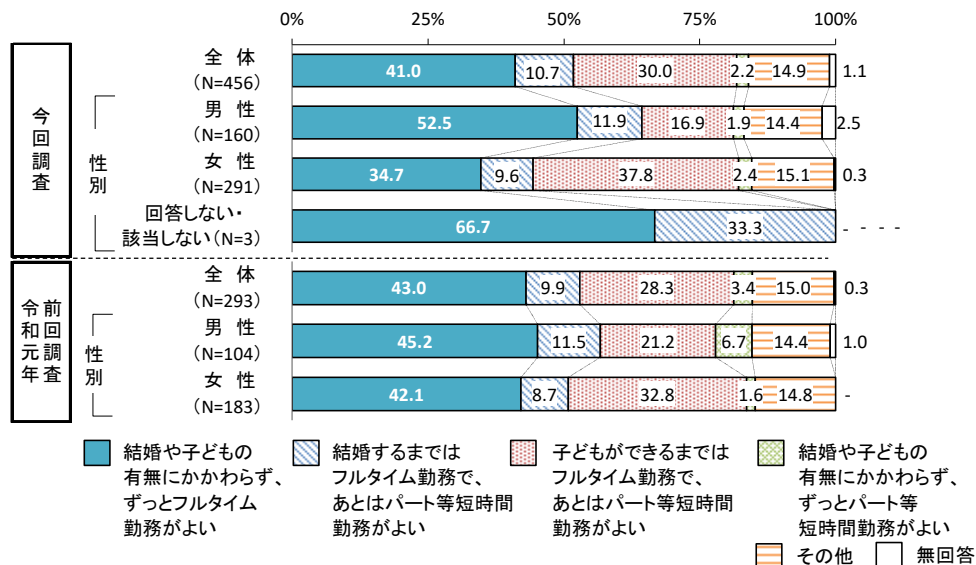
資料：令和6年度 春日市男女共同参画市民意識調査



● 女性が就労継続をする場合の働き方

女性の就労継続を支持する人に、どのような働き方がよいかをたずねたところ、男性では「結婚や子どもの有無にかかわらず、ずっとフルタイム勤務がよい」、女性では「子どもができるまではフルタイム勤務で、あとはパート等短時間勤務がよい」が最も高くなっています。この傾向は今回調査の方が前回調査よりも顕著になっています。

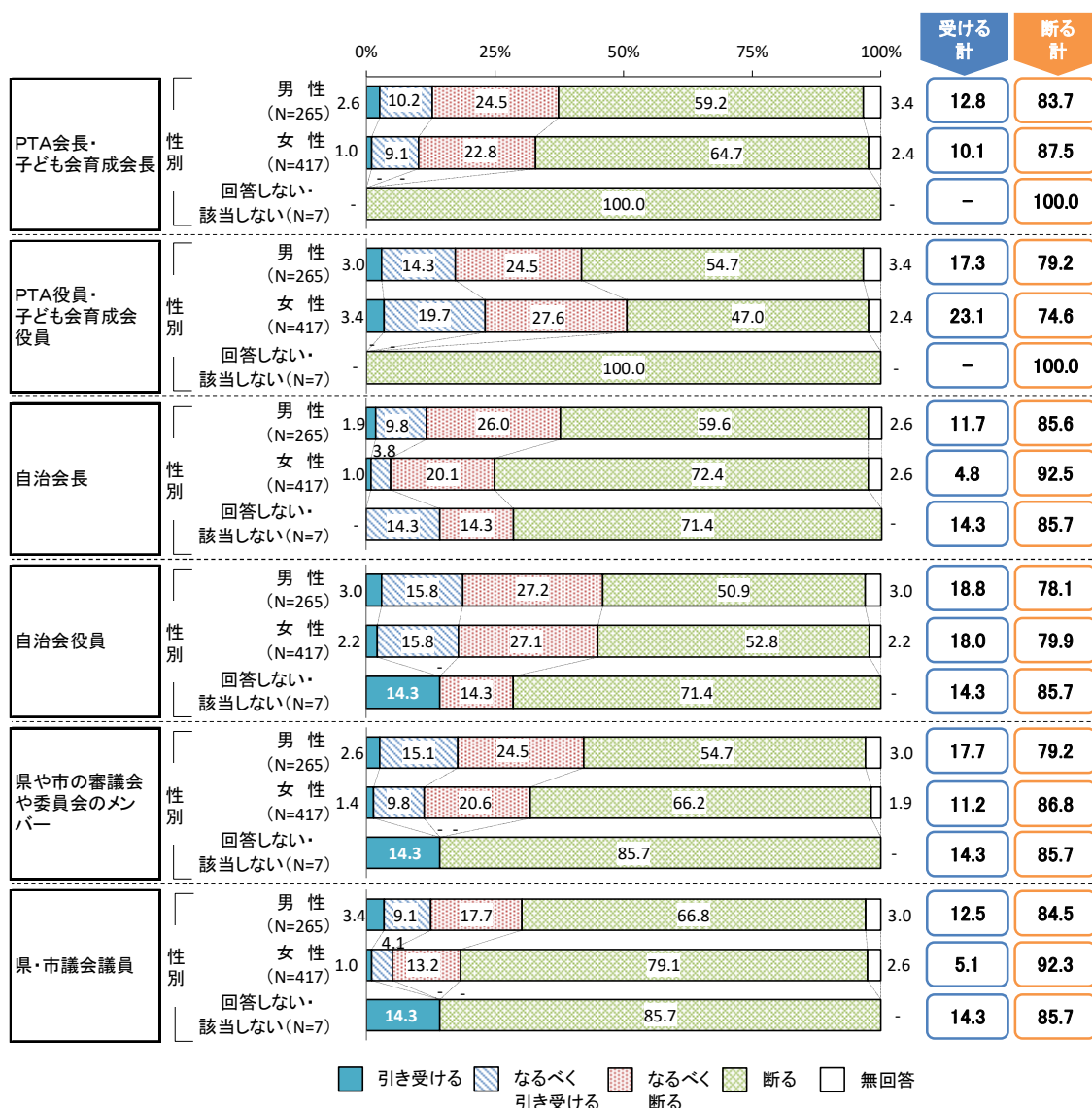
資料：令和6年度 春日市男女共同参画市民意識調査



● 地域コミュニティにおける意識(役職、公職への就任や立候補への依頼の対応)

『受ける』(「引き受ける」+「なるべく引き受ける」)の割合は、ほとんどの役職で男性の方が高くなっていますが、「PTA役員・子ども会育成会役員」では女性の方が高く、「自治会役員」では男女の差は小さく、特に、女性の30歳代を中心に年齢の低い層で地域の役員への参画意識は高い傾向があります。しかし、「自治会長」は女性の『受ける』は約5ポイントと最も低く、女性では、地域の役員は引き受けても会長となると困難度が上がることがわかります。

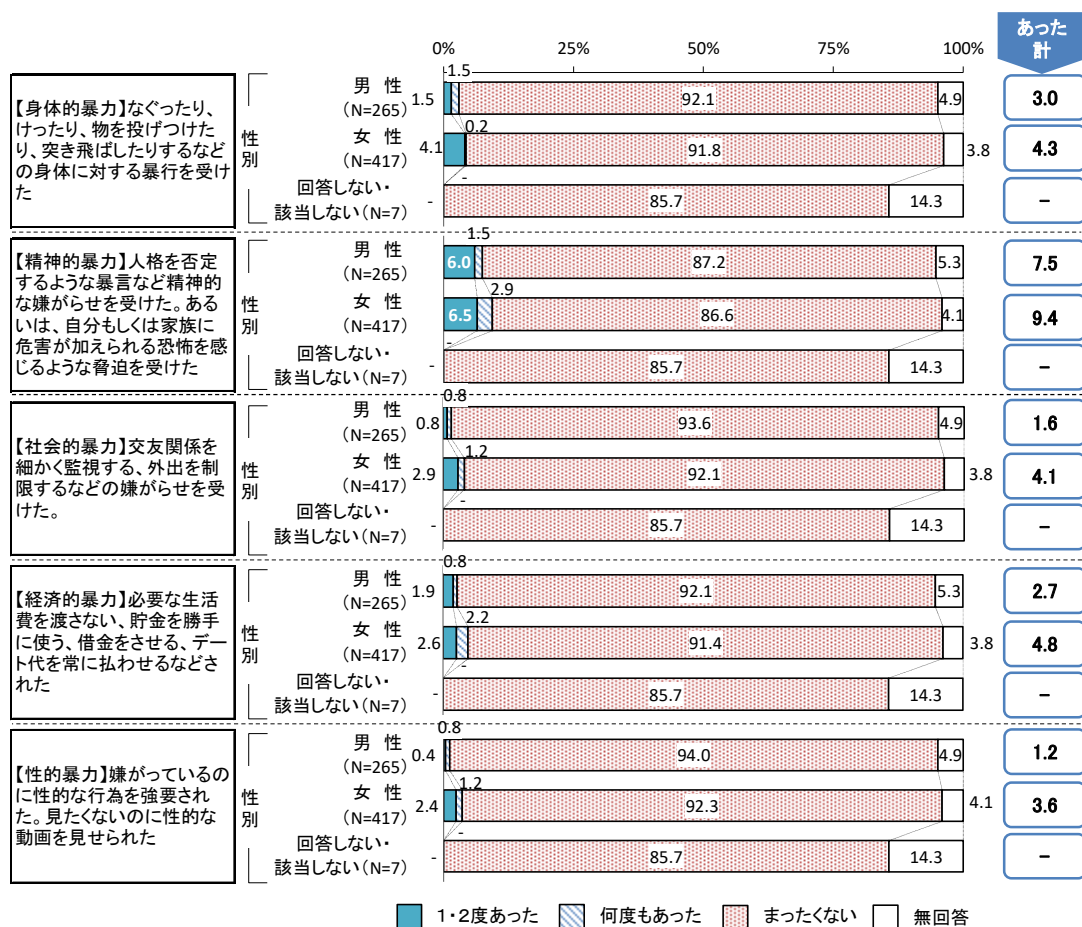
資料:令和6年度 春日市男女共同参画市民意識調査



●DV 被害の経験

実際の被害経験については、この3年間に女性の14.6%、男性の8.3%が何らかの暴力を受けています。年齢別でみると、身体的暴力は女性の70歳以上、精神的暴力は男性の30歳から50歳代で、経済的暴力は女性の50歳代以上で、性的暴力は女性の30歳代と40歳代でやや高く、性別や年齢で暴力の種類は異なっています。

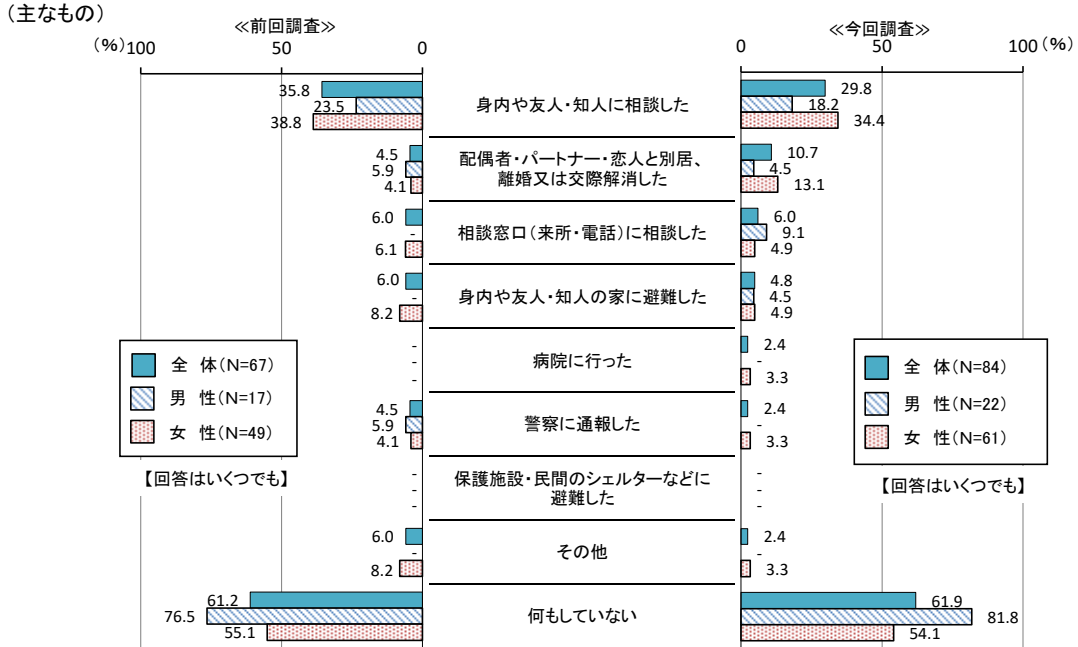
資料：令和6年度 春日市男女共同参画市民意識調査



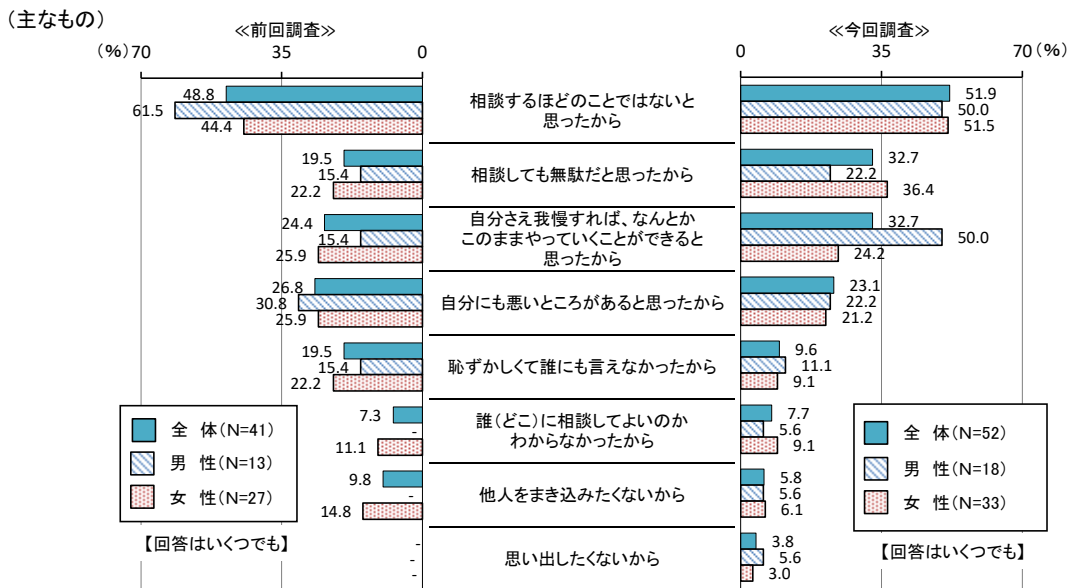
●暴力を受けた後の対応

暴力被害を受けた人のうち、約6割は何もしていませんでした。

資料：令和6年度 春日市男女共同参画市民意識調査



何もしていない理由は、男女とも「相談するほどのことではないと思ったから」が約半数を占め、男性では「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」、女性では「相談してもむだだと思ったから」が高く、相談することをあきらめてしまっている女性が多い状況がうかがえます。



4 第4次プランの成果と課題

目標1: 豊かな未来が広がる男女共同参画への意識改革

成果	<p>男女共同参画週間における啓発事業等様々な事業を通じて、男女共同参画に対する意識の向上に取り組んできました。その結果、市民意識調査では、学校教育の場において、男女の地位が平等だと考える人の割合は58.3%に達するなど、若年層において男女共同参画に対する理解が進んでいることが確認されたことから、男女平等の意識が広がりつつあることが見て取れます。また、市の広報紙やSNSを活用した情報提供や啓発活動も、効果的に進めてきました。</p>
課題	<p>私たちの社会には、性別に基づく無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が根強く存在し、これが個人の選択や機会に無自覚に影響を与えており、依然として伝統的な性別役割分担意識や性差に対する偏見が根強く残っています。特に家庭内での固定的性別役割分担が解消されておらず、男性が主に家計を支え、女性が家事を担うという現状が続いています。さらに、男女共同参画に関する実態把握や、ジェンダーに配慮した表現の使用について、引き続き徹底していく必要があります。</p>

目標2: 女性の活躍推進と男女が共に能力を活かす環境づくり【女性活躍推進法】

成果	<p>「春日市特定事業主行動計画」に基づき、男性の育児休暇取得促進や女性職員の方針決定過程への女性職員の参画拡大に一定の成果を上げてきました。</p>
課題	<p>女性の就業者数は増加しているものの、出産・育児期における離職や、再就職時の不安定な雇用形態・低賃金といった課題は依然として解消されていません。本計画に示されるジェンダー平等教育は重要であり、若い世代を中心に男女平等や多様な生き方に対する意識は着実に広がっていますが、その価値観が就職活動や就業後の段階において十分に反映されていない現状には大きな課題があります。特に、長時間労働や性別役割分担を前提とした雇用慣行は、若者の意識との間に構造的なズレを生じさせ、人材の定着や企業の持続性にも影響を及ぼしています。</p> <p>今後は、教育の充実にとどまらず、就労への移行期に着目した取組を強化し、市内企業と連携した制度整備や雇用実態の可視化を進めるとともに、社会全体の意識や風土の変革につながる取組を推進していく必要があります。</p> <p>市民の政治参加を促進する観点から、政治分野における女性の参画を支援する取組の一層の強化が求められます。また、地域においては、男女共同参画の視点を踏まえ、自治会との連携を強化し、地域運営の意思決定の場に多様な視点が反映される仕組みづくりを進めていくことが重要です。</p>

目標3: 男女が安心して暮らせる社会づくり【配偶者暴力防止法】

成果	春日市では、社会全体で暴力を容認しない風土を醸成するための基盤作りを進めており、特に女性や高齢者、障がい者の生活支援については、地域における包括的な支援を強化しています。また、災害時の避難所での女性特有のニーズを考慮した対応を進めており、男女共同参画の視点を反映した防災・復興ガイドラインが策定され、女性の視点を取り入れた災害対応を推進しています。
課題	DV やデート DV の問題は依然として深刻であり、特に若年層に対する意識啓発が不足しています。市民意識調査によると、DV 被害を受けた約 6 割の人が誰にも相談していない現実があり、相談窓口の周知と、被害者が相談しやすい環境作りが急務です。また、性犯罪や性暴力に対する社会全体の意識を高め、被害者がためらうことなく支援を受けられる体制を整備することが必要です。

以上のように、春日市は男女共同参画社会の実現に向けて多くの成果を上げていますが、いまだ根強い固定的性別役割分担意識や職場での女性活躍推進の遅れ、DV や性犯罪に対する対応強化といった課題に引き続き取り組む必要があります。

5 計画の期間

「第5次春日市男女共同参画推進プラン」の期間は、「第6次春日市総合計画」の最終年度に合わせ、令和8年(2026年)度から令和12年(2030年)度までの5年間とします。

		年 度				
		令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
国	男女共同参画基本計画	第6次				
県	福岡県男女共同参画計画	第6次				
春日市	総合計画	第6次				
	男女共同参画推進プラン	第5次				

6 進行管理

本プランでは、基本理念の実現と、掲げた「目指す姿」の具現化に向け、3つの「柱」を設定し、それぞれに具体的な施策と指標を定めています。今後は、各施策の進捗状況を確認しながら、関係各課と連携し、計画を推進します。

7 施策の体系

■基本理念:男女共同参画都市宣言

■根拠:男女共同参画を推進する条例 / 女性活躍推進法・配偶者暴力防止法 / 困難女性支援法

目指す姿

誰もが人権を尊重され、性別にかかわらず社会のあらゆる分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現

柱	主要課題	施策の方向性
1 ジェンダー平等に関する意識改革	1 ジェンダー平等に関する理解の促進	① ジェンダー平等に関する機能の充実 ② ジェンダー平等に関する広報活動の充実 ③ 市民活動への支援
	2 ジェンダー平等教育の推進	① 学校等におけるジェンダー平等の推進 ② 家庭・社会教育における啓発及び学習機会の充実
2 女性の活躍推進と誰もが多様に活躍できる環境づくり <small>[女性活躍推進法]</small>	1 あらゆる場面での女性活躍の推進	① 政策・方針決定過程への女性参画の促進(政治) ② 政策・方針決定過程への女性参画の促進(地域) ③ 政策・方針決定過程への女性参画の促進(行政) ④ 政策・方針決定過程への女性参画の促進(企業等)
	2 誰もがともに活躍できる環境の整備	① ワーク・ライフ・バランスの推進 ② 女性の自立支援 ③ 男性の育児・介護への家庭参画の推進と就労の両立支援 ④ ハラスメントのない環境づくりの推進
3 誰もが安心して健康に暮らせる社会づくり <small>[配偶者暴力防止法]</small> <small>[困難女性支援法]</small>	1 配偶者等からの暴力(DV)や性暴力の根絶のための啓発及び教育の推進	① 配偶者等からの暴力に関する啓発の充実 ② 性暴力の根絶のための啓発の推進
	2 誰もが安心して相談できる体制整備	① 相談支援体制の強化 ② 支援体制の充実と連携 ③ 高齢者・障がいのある人・外国人・性的少数者等、社会的に援助を必要とする人への相談支援
	3 生涯を通じ、安定した生活を送るための支援	① 地域防災活動への女性の参画促進 ② 生涯を通じた健康支援 ③ ひとり親家庭等への支援

第3章 施策の展開

目指す姿

誰もが人権を尊重され、性別にかかわらず社会のあらゆる分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現

柱1 ジェンダー平等に関する意識改革

■主要課題(1) ジェンダー平等に関する理解の促進

| 施策の方向性 | ① ジェンダー平等に関する機能の充実

ジェンダー平等に関する理解を促すため、情報提供や活動及び交流の場所としての機能の充実を図る。

No.	取組	内容	担当課
1	講座の実施	市民や市職員等を対象に、ジェンダー平等に関する講座を様々な手法を用いて実施する。	人権男女共同参画課 人事課
2	男女共同参画センター(じよなさん)の機能の充実	男女共同参画センター(じよなさん)で情報提供や市民活動及び交流の場所として、居場所づくりを行う。	人権男女共同参画課

| 施策の方向性 | ② ジェンダー平等に関する広報活動の充実

市民や市職員等に対し、効果的な広報媒体を使用してジェンダー平等に関する情報を提供するとともに、ジェンダーにとらわれない表現の仕様になるように、周知する。

No.	取組	内容	担当課
3	啓発の推進	市民に対し、市広報紙やポスター、チラシ、SNSなどの様々な手法を用いて、啓発を実施する。また、市職員や関係機関に対し、ジェンダーの視点に立ったガイドライン等の周知をする。	人権男女共同参画課
4	苦情処理制度の周知・利用促進	男女共同参画に関する苦情処理制度の周知や利用促進を図る。	

施策の方向性 | ③ 市民活動への支援

ジェンダー平等に係る市民団体の活動を支援することで、男女共同参画社会の形成の促進を図る。

No.	取組	内容	担当課
5	市民団体支援事業の継続	ジェンダー平等に係る市民団体の活動を支援する。	人権男女共同参画課
6	自主研修等支援金補助の実施	市民による自主研修等の活動を助成する。	
7	市民提案制度の周知・利用促進	ジェンダー平等に関する市民提案制度の周知や利用促進を図る。	

■主要課題(2) ジェンダー平等教育の促進

施策の方向性 | ① 学校等におけるジェンダー平等の推進

学校教育におけるジェンダー平等意識の向上を図る。

No.	取組	内容	担当課
8	ジェンダーにとらわれない就学前教育の推進	就学前教育施設(保育所・幼稚園等)において、性別にとらわれない教育を実践するよう促す。また、保育士や幼稚園教諭等へ学習の機会や情報の提供を行う。	こども未来課 人権男女共同参画課
9	学校教育におけるジェンダー平等の推進	小中学校の全教育活動を通して、性別にとらわれない教育を推進する。また、教職員等へ学習の機会や情報の提供を行う。	学校教育課 人権男女共同参画課

施策の方向性 | ② 家庭・社会教育における啓発及び学習機会の充実

保護者や社会教育に関わる人を対象にジェンダー平等の意識を身につけるための学習機会を提供する。

No.	取組	内容	担当課
10	啓発や学習会の推進	家庭教育学級事業など、学習や参加者同士の交流ができる講座を実施する。登録社会教育関係団体に学習情報を提供するとともに、小中学校PTAや同団体が人権学習会を開催する場合の支援を行う。	地域教育課 人権男女共同参画課

柱2 女性の活躍推進と誰もが多様に活躍できる環境づくり

女性活躍推進法

■主要課題(1) あらゆる場面での女性活躍の推進

| 施策の方向性 | ① 政策・方針決定過程への女性参画の促進(政治)

市民の政治への関心を高め、女性の活躍が広がるよう啓発等を行う。

No.	取組	内容	担当課
11	政治分野における女性活躍の促進	誰もが政治分野に関心を持ち、活躍できるようにするため、啓発を行う。	議事課 選挙管理委員会事務局

| 施策の方向性 | ② 政策・方針決定過程への女性参画の促進(地域)

自治会を中心とした地域コミュニティが地域の多様な課題に対応できるよう、各自治会と連携し、ジェンダー平等の啓発や女性の活躍を支援する。

No.	取組	内容	担当課
12	性別に関わらず地域活動の意思決定に参加しやすい環境づくり	自治会等の地域活動の場に、性別、世代を問わず誰もが参加しやすい環境づくりを促進する。	地域づくり課 人権男女共同参画課

| 施策の方向性 | ③ 政策・方針決定過程への女性参画の促進(行政)

「春日市特定事業主行動計画」を実行するとともに、女性の意見を市政に反映させるため、市の附属機関等への女性の登用を推進する。

No.	取組	内容	担当課
13	特定事業主行動計画の実行	特定事業主行動計画に基づき、男女の区別なく、個人の適性及び能力に応じて、適切な人事配置を行う。また、実務経験を踏まえた能力を向上させるため、女性職員の配置拡大を図る。	人事課
14	市の附属機関等への女性の積極的登用の促進	市の審議会・委員会等の委員に女性の積極的な登用に努める。	関係課

施策の方向性 | ④ 政策・方針決定過程への女性参画の促進(企業等)

女性の地位向上と社会的活力向上のため、企業支援を行う。

No.	取組	内容	担当課
15	企業等における女性参画の推進	商工会や関係機関と連携し、女性活躍のための企業支援を行う。	人権男女共同参画課 地域づくり課

主要課題(2) 誰もがともに活躍できる環境の整備

施策の方向性 | ① ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みを支援する。

No.	取組	内容	担当課
16	ワーク・ライフ・バランスを推進するための取り組みの支援	多様な働き方を選択できる社会の実現に向けた啓発、支援を行う。	人権男女共同参画課 人事課

「春日市特定事業主行動計画」に基づき、市職員の働き方に係る目標達成に向けた取り組みを着実に推進する。

No.	取組	内容	担当課
17	ワーク・ライフ・バランスの実現	長時間労働の削減や、年次有給休暇、育児・介護休業等の取得率向上を可能とする職場環境の整備を推進する。	人事課
18	多様で柔軟な働き方の実現	フレックスタイム制等、多様な働き方を検討する。	

施策の方向性 | ② 女性の自立支援

働く女性が出産や育児等の時期でも離職せず仕事を続けたり、起業や再就職を希望する女性が能力向上を図ることができるよう、関係機関と連携して研修等による情報提供を行う。

No.	取組	内容	担当課
19	就労に関する情報提供や制度の周知	働く女性や就労を希望する女性を対象とした各種講座、研修会等による情報提供や労働に関する法制度の周知を図る。	人権男女共同参画課 地域づくり課 こども未来課
20	女性が活躍できる起業等の支援を行う	起業を希望する女性を対象とした講座や交流会を実施する。	人権男女共同参画課

施策の方向性 | ③ 男性の育児・介護への家庭参画の推進と就労の両立支援

性別や年齢によって偏りやすい「家事・育児・介護」を、皆で支え合って参画することの重要性を啓発する。

No.	取組	内容	担当課
21	男性のジェンダー平等への意識改革促進	家庭生活における固定的性別役割分担をなくすため、男性の家庭参画に対する意識が向上するように啓発を実施する。	人権男女共同参画課
22	男性対象の育児及び介護講座の実施	男性や高齢者を対象とした育児や介護講座を、受講しやすい方法や環境に配慮して実施する。	

施策の方向性 | ④ ハラスメントのない環境づくりの推進

市民に啓発を行うとともに、市職員等の相談体制の充実を図る。

No.	取組	内容	担当課
23	ハラスメント全般に関する啓発	情報提供による啓発を行う。	人権男女共同参画課
24	市職員に対するハラスメント防止の推進	情報提供や相談体制の充実を図る。	人権男女共同参画課 人事課

柱3 誰もが安心して健康に暮らせる社会づくり

配偶者暴力防止法

困難問題女性支援法

■主要課題(1) 配偶者等からの暴力(DV)や性暴力の根絶のための啓発及び教育の推進

| 施策の方向性 | ① 配偶者等からの暴力に関する啓発の充実

様々な機会を活用し、DVに関する正しい理解の推進を図り、配偶者等からの暴力を根絶するための基盤づくりに、継続して取り組む。

No.	取組	内容	担当課
25	市民への正しい理解の普及	講座や市広報紙、ポスター・チラシ、ウェブサイト等による啓発を行う。	人権男女共同参画課
26	若年層への啓発	対象者に合わせた手法や内容を検討し、講座や市広報紙、ポスター・チラシ、ウェブサイト等で、啓発を行う。	

| 施策の方向性 | ② 性暴力に関する啓発の推進

被害を防ぐための取り組みを行うとともに、被害者がためらうことなく被害を訴えられるよう、相談窓口の周知を図る。

No.	取組	内容	担当課
27	性暴力に関する啓発及び講座の実施	学校での性犯罪等被害防止対策講座の実施など、警察と連携し、講座を実施する。	安全安心課 人権男女共同参画課 学校教育課
28	相談窓口の周知	市広報紙、ポスター・チラシ、ウェブサイト、SNS等で国や県、市の相談窓口の周知を図る。	人権男女共同参画課 安全安心課

■主要課題(2) 誰もが安心して相談できる体制整備

施策の方向性 | ① 相談支援体制の強化

生活困窮、性暴力、性犯罪被害、DV や虐待など、困難な問題を抱える人に対し、様々な相談窓口の周知を図り、市民が相談しやすい環境づくりを目指す。

No.	取組	内容	担当課
29	相談窓口の周知	相談機関について、周知カードの設置、市広報紙、ウェブサイト、SNS等、様々な方法で広報を行い、周知を図る。	人権男女共同参画課
30	DV 被害者の情報保護と適切な対応	住民基本台帳の閲覧制限など、DV 被害者の個人情報保護に関する措置を行い、被害者の保護を図る。	市民課 人権男女共同参画課 子育て支援課 高齢課
31	適切な相談・支援を行うための窓口やマンパワーの確保	ちくし女性ホットライン等、様々な問題を抱える女性のための相談窓口や、女性相談支援員など DV 被害者の相談や継続的な支援に携わる相談員を配置し、市民が相談しやすい環境の整備を図る。	人権男女共同参画課 子育て支援課 高齢課
32	相談員の資質の向上	相談員の専門知識の習得のため、研修等に積極的に参加できる環境を整える。	人権男女共同参画課

施策の方向性 | ② 支援体制の充実と連携

困難な課題を抱える女性やDV被害者を適切に支援するために、関係機関との連携を図り情報共有を行うと共に、行政内部の連携体制の強化を図る。

No.	取組	内容	担当課
33	様々な関係機関との連携	警察、配偶者暴力相談支援センター、社会福祉協議会や民間団体など、関係機関との連携を図り、情報の共有を行う。	人権男女共同参画課
34	行政内部連携体制の強化	DV被害者を守るための行政手続き等行政内部で連携し、円滑に実施する。また、支援の状況に応じて適切な支援を迅速に行うため、福祉部門等行政内部の連携体制の強化を図る。	

施策の方向性 | ③ 高齢者・障がいのある人・外国人・性的少数者等、社会的に援助を必要とする人への相談支援

社会的に援助を必要とする人に対する暴力や虐待に適切に対応するため、相談支援や関係機関との連携を強化する。

No.	取組	内容	担当課
35	社会的に援助を必要とする人への相談支援	国や県等が実施する相談窓口への情報提供や関係機関との連携を強化する。	高齢課 福祉支援課 (障がい担当) 人権男女共同参画課

困難な課題を抱える女性の自立を促すため、包括的な支援を行う。

No.	取組	内容	担当課
36	配慮を必要とする人への支援の充実	心身の不調や経済的困窮、就労支援など、配慮を必要とする複合的な課題を抱える人に対して、必要な情報提供と支援を行う。	人権男女共同参画課 福祉支援課 (地域福祉担当)

■主要課題(3) 生涯を通じ、安定した生活を送るための支援

| 施策の方向性 | ① 地域防災活動における女性の参画促進

平常時の備え、避難生活、復旧・復興の各段階における施策や方針決定過程への女性の参画を拡大し、ジェンダー平等の視点からの取り組みを推進する。

No.	取組	内容	担当課
37	地域防災活動への女性の参画促進	災害対策において多様な視点や発想が活かされるよう、地域防災活動への女性の参画を促進する。	安全安心課

| 施策の方向性 | ② 生涯を通じた健康支援

生涯を通じ、それぞれのライフステージに応じた心身の健康状態を把握し、状況に応じた健康支援を行う。

No.	取組	内容	担当課
38	生涯を通じた女性の健康支援事業	女性特有の健康課題に対し、若年から高齢者まで、正しい知識の普及と啓発を行う。	人権男女共同参画課
39	健康づくり事業の充実	市民健康診査、健康相談、健康に関する適切な情報提供等を実施し、市民の健康づくりの支援を行う。	健康課

妊娠期から子育て期にわたり、健康や育児に対する様々なニーズに対し、切れ目のない支援を実施する。

No.	取組	内容	担当課
40	母子保健の推進	乳幼児健診など様々な母子保健事業の中で、乳幼児及び保護者に対して適切な指導や情報提供を行う。	子育て支援課
41	総合的な母子健康対策の充実	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目のない支援を実施し、妊産婦や乳幼児等を支える地域の包括支援体制を構築する。	

施策の方向性 | ③ ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等が自立し安心して暮らすことができるよう、適切な支援を行う。

No.	取組	内容	担当課
42	ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等を対象に、適切な支援を行う。	こども未来課

第4章 推進体制

男女共同参画社会の形成を促進するため、本計画に基づき、ジェンダー平等の視点に立ってあらゆる分野の施策を着実に実施していただくため、全庁的な企画調整や進行管理を行うとともに、市民、各種団体、民間団体等と連携・協働する体制を確保し、推進します。

1 春日市男女共同参画審議会

春日市男女共同参画推進条例に基づき設置されており、春日市男女共同参画計画の策定や進捗状況などの市の男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項の調査審議を行います。また、市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況や男女共同参画に係る苦情の処理について意見を述べます。

2 行政内部の連携体制強化

春日市男女共同参画推進本部会議や関係所管会議を開催し、行政内部の連携体制を強化します。

3 春日市男女共同参画センター(じよなさん)の機能強化

春日市男女共同参画センター(じよなさん)は、ジェンダー平等に関する情報の提供、調査検証、相談支援、講座等を行うとともに、市民の自主的な活動及び交流の場を提供します。

4 市町村や関係団体との連携強化

筑紫地区男女共同参画担当者会議等で、定期的な情報交換等を行いながら、他市や民間団体と連携し、ジェンダー平等の社会づくりのための施策を推進します。

成果指標一覧

柱	成果指標	現状 (R6 年度)	目標 (R12 年度)
1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して「あまり同感しない」「同感しない」と感じている市民の割合 (市民意識調査)	76.1%	80%
	男女共同参画講座の参加者数	487人	1000人
2	自治会長における女性の割合	8.6%	14%
	男性市職員の育児休業取得者のうち、育児休業取得期間が1か月以上の割合	77.8%	85%
	家庭での役割分担の状況で、掃除・洗濯・食事の支度などの家事の担い手が主にパートナーと答えた男性の割合 (市民意識調査)	72.8%	60%
	女性の経済的自立に向けての講座の受講者数	96人	120人
3	DVを受けた人のうち、警察や公的及び民間相談に相談した人の割合(市民意識調査)	9.8%	15%
	春日市男女共同参画センター女性相談件数	119件	150件
	春日市防災会議委員に占める女性の割合	15.8%	40%

用語解説

M字カーブ

女性が出産や育児で職を離れ、その後、再び労働力参加が増える現象。

苦情処理制度

男女共同参画推進に関する施策や人権侵害に対し、市民が苦情や救済申出を行える制度。苦情処理委員は、申出人や関係者から話を聞き、男女共同参画の視点で公平・公正に検討し、改善を求めたり報告を行う。

固定的性別役割分担

「男性は仕事、女性は家庭」など、性別に基づいて役割を固定的に分けること。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

性暴力・性犯罪被害・家庭環境破綻など複雑化、多様化、複合化している女性をめぐる課題に対し、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた支援の枠組みを構築している。

市民提案制度

市民や事業者が、市の男女共同参画施策について提案できる制度。市民参加を促進し、施策に反映させるための仕組み。

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性差」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。

住民基本台帳の閲覧制限

配偶者等からの暴力(DV)やストーカー行為などの被害者を保護するため、加害者などの特定の人々が住民票の写しの交付や住所情報の閲覧をできないようにする制度。

女性活躍推進法

女性が職業生活でその能力を発揮できる環境を整備するための法律。企業は女性活躍のための行動計画を策定し、情報提供を行うことが義務付けられている。

性的少数者(LGBT)

L(レズビアン)、G(ゲイ)、B(バイセクシュアル)、T(トランスジェンダー)の頭文字で、性的少数者を指す。LGBTQ+(Qはクエスチョニングまたはクィア)を含む多様な性的指向・性自認が認識され、社会的な権利保護が進められている。

セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

職場や教育現場で、相手に不利益や不快感を与える性的言動。職場環境の悪化を招き、法的対策が進められている。

SOGIE(ソジ-)

SOGIEは、性的指向(Sexual Orientation)、性自認(Gender Identity)、性表現(Gender Expression)の頭文字を取った言葉で、個人の性に関連する多様な側面を示す。性的指向は、誰に恋愛感情や性的魅力を感じるか、性自認は自分が認識する性別、性表現は自分の性を外見や行動で表現する方法を指す。SOGI(E)は、性の多様性についての理解を深める重要な概念。

ちくし女性ホットライン

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、夫婦関係、外国人女性の就労問題等、女性が家庭や職場で抱える悩みについての相談窓口。この相談業務は、2000年(平成12年)に春日市が単独で週1回の電話相談を開設したことをきっかけに、2002年(平成14年)からは福岡県の筑紫地区5市で共同委託して実施している。

デートDV

恋愛関係にある男女間で発生する暴力。若年層の間でも深刻な問題となり、啓発活動が進められている。

特定事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立できるように、職場全体で支援環境を整えるための行動計画。企業や自治体で導入されている。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者やパートナーなどの近親者からの暴力。法的保護と支援体制が整備されており、被害者支援が重要。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)

配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための法律。被害者が男性の場合も対象ですが、特に女性被害者への配慮がなされている。

ハラスメント

相手を不快にさせたり、尊厳を傷つける行為全般。職場や学校などさまざまな場面で問題となり、法的対策が強化されている。

フレックスタイム制

労働者が自分で勤務時間を調整できる制度。ワークライフバランスを取りやすくし、柔軟な働き方を促進する。

防災会議

市の防災に関する基本方針や計画を作成し、実施を推進する機関。災害対策における重要事項を審議する。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と育児、介護、趣味、休養など「仕事以外の生活」との調和を取り、両方を充実させる働き方。

参考資料

令和6年度春日市男女共同参画に関する市民意識調査

<https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/kurashi/danjo/danjo/1004584/index.html>



春日市男女共同参画を推進する条例

https://www1.g-reiki.net/city.kasuga.fukuoka/reiki_honbun/q020RG00000033.html



春日市男女共同参画審議会規則

https://www1.g-reiki.net/city.kasuga.fukuoka/reiki_honbun/q020RG00000035.html



春日市男女共同参画推進本部設置要綱

https://www1.g-reiki.net/city.kasuga.fukuoka/reiki_honbun/q020RG00000036.html



男女共同参画社会基本法

<https://laws.e-gov.go.jp/law/411AC0000000078>



女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

<https://laws.e-gov.go.jp/law/427AC0000000064>



政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

<https://laws.e-gov.go.jp/law/430AC1000000028/>



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

<https://laws.e-gov.go.jp/law/413AC0100000031>



困難な問題を抱える女性を支援する法律

<https://laws.e-gov.go.jp/law/504AC0100000052>



第5次 春日市男女共同参画推進プラン策定経過

日程	会議等種別	内容
令和7年 5月19日	春日市男女共同参画推進本部 (第1回目)	策定方針について
7月2日	第1回男女共同参画審議会	第4次男女共同参画推進プラン評価 第5次男女共同参画推進プラン 策定方針
8月7日	第2回男女共同参画審議会	第5次男女共同参画推進プラン施策の 体系
9月1日	男女共同参画準備委員会	第5次男女共同参画推進プラン施策の 展開案作成
10月9日	第3回男女共同参画審議会	第5次男女共同参画推進プラン施策の 展開
11月7日	第4回男女共同参画審議会	第5次男女共同参画推進プラン施策の 展開
12月15日	春日市男女共同参画推進本部 (第2回目)	第5次男女共同参画推進プラン素案
令和8年 1月28日	第5回男女共同参画審議会	第5次男女共同参画推進プラン素案 パブリックコメントの結果 答申案の策定
2月17日	答申	市長へ答申

(参考)意見募集 [パブリックコメント] の結果

- 意見募集期間 令和8年1月5日から16日まで
- 意見件数 1件

春日市男女共同参画審議会委員名簿

令和8年3月現在 50音順 敬称略

氏名	団体・勤務先名	備考
有村 哲治	市民公募	
井上 智史	九州大学大学院人間環境学研究院講師	審議会会長
大久保 聡	筑紫人権擁護委員協議会	
小川 政己	福岡南公共職業安定所	
金堂 義幸	小中学校PTA連絡協議会（春日野中学校PTA会長）	
北村 和江	春日市商工会理事（女性部長）	
近藤 幸恵	ジェンダー平等ネット春日	
里村 和歌子	九州大学アジア・オセアニア研究教育機構（Q-AOS） 准教授	
竹内 富美子	春日市子ども会育成会連絡協議会 ジュニアリーダー マネージャー	審議会副会長
長野 彰	春日原南地区自治会長	
西堀 玲子	春日市民生委員児童委員連合協議会	
濱崎 ちひろ	市民公募	
藤井 紀之	（福）春日市社会福祉協議会	
森 祐洋	春日市立春日北中学校校長	
横山 美栄子	特定非営利活動法人アジア女性センター	

第5次春日市男女共同参画推進プラン

令和8年3月

発行：春日市地域共生部人権男女共同参画課

〒816-0806 春日市光町1丁目 73 番地

電話：092-584-1201(代表)

メール：kyonasan@city.kasuga.fukuoka.jp

